

令和5年度 宇美東小学校PTA総会議案



期日 令和 5年 4月 22日(土)

時間 10:15 ~受付開始

10:30 ~ 開始

場所 宇美東小学校 体育館

総 会 次 第

(資格確認)

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 学校長挨拶（職員紹介）・学校よりの連絡
4. 議長選出
5. 議事
 - (1) 第1号議案 令和4年度決算報告並びに監査報告について
 - (2) 第2号議案 令和5年度予算（案）について
 - (3) 第3号議案 令和5年度役員承認について
会長挨拶
 - (4) 第4号議案 令和5年度事業計画（案）について
 - (5) その他
6. 閉会のことば

今後のPTA活動について

日頃より宇美東小学校PTA活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年始めからコロナ禍になり、今までの生活様式を変えて過ごしていくことが必要となりました。

これらの変化や共働き世帯の増加、児童の習い事の送迎によってPTA役員の選出、専門委員の募集が以前よりもまして厳しい状況にあります。

しかし、PTA活動ができない、要らないというわけではありません。

今後はPTA活動内容のスリム化、専門業者への外注など様々な視点から令和時代に見合ったPTA活動の運営方法を検討させていただき、より良い宇美東小学校を創りたいと思っています。

令和5年度より

【できる人が・できるときに・できることを！】

専門委員の活動を停止し、必要に応じてボランティアを募ることを提案します。

※年度末に行われる決算報告に監査委員が2名必要です。

監査委員のみ、毎年6年生の子供達にくじをひいてもらい決めさせていただきます。

(毎年3月[日程未定]・場所→宇美東小学校・時間→1時間程度)

PTAボランティアとCSボランティアは別のボランティアとなります。

	メンバー登録	活動内容
PTA ボランティア	なし	運動会準備・片付け 東っ子フェスタの誘導
CS ボランティア	あり	年間通して ・毎週金→丸付け ・毎月最終金→読み聞かせ

保護者のみなさまのご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度 宇美東小学校PTA決算報告書

収入の部

単位 円

項 目	令和4年度 予算	令和4年度 決算	摘 要
1 前年度繰越金	796,183	1,114,601	
2 会費	991,800	982,680	保護者:230名 職員:26名
3 町助成金	150,000	150,000	町助成金:100,000 研修助成金:25,000 安全対策費:25,000
4 雑収入	100	9	貯金利息:9
合 計	1,938,083	2,247,290	

支出の部

項 目	令和4年度 予算	令和4年度 決算	摘 要
1 事務費	120,000	103,700	事務消耗品、パソコン消耗品等、学校黒インク代
2 会議費	15,000	11,935	PTA総会資料作成時のお茶代、東っ子フェスタ(1日中の為)お弁当代
3 児童奨励費	80,000	74,250	卒業記念品費
4 慶弔費	50,000	35,160	離職者記念品、慶弔費入れ、慶弔費7人分
5 旅費	30,000	0	県P、福岡ブロックP、地区P、町P
6 負担金	100,000	53,706	研修負担金(九P、県P、地区P等) 県新聞購読料、手数料
7 傷害保険	30,000	22,510	PTA災害傷害保険金:22400 振込手数料110
8 研修費	10,000	0	研修諸費(九P、地区P、町P)
9 渉外費	30,000	30,000	
10 事業費	250,000	237,291	委員会活動費 町コミュニティ 学習援助費 卒業式花束(6年生担任4人分) CS助成金 花壇整備費
11 広報誌印刷費	50,000	16,510	2学期分 3学期分
12 専門委員会費	155,000	105,000	
内訳			
学年学級委員会	35,000	0	
地域委員会	10,000	0	
環境委員会	100,000	100,000	業者発注
健康生涯委員会	5,000	0	
広報委員会	5,000	5,000	1学期分
13 委員会奨励費	30,000	3,130	
14 事業積立費	200,000	200,000	事業積立費通帳へ
15 予備費	50,000	0	
合 計	1,200,000	893,192	

収入済額 2,247,290 円
 支出済額 893,192 円
 貯金残金 1,304,038 円 (翌年度へ繰越)
 令和5年3月22日 役員会 会計

船元 有里

令和5年3月22日、監査の結果会計処理が正確にされていたことを報告致します。

会計監査委員

藤田 海真

会計監査委員

藤本 智恵



令和5年度 宇美東小学校PTA予算書（案）

収入の部

単位 円

項 目	5年度予算	摘 要
1 前年度繰越金	1,304,038	
2 会費	1,003,200	保護者（238名） 300円×12カ月＝3,600 職員（26名） 保険料200円 会費合計3,800円
3 町助成金	150,000	町助成金 100,000 九P助成金 25,000 安全対策費 25,000
4 雑収入	100	貯金利息など
合 計	2,457,338	

支出の部

項 目	5年度予算	摘 要
1 事務費	50,000	事務消耗品・パソコン用消耗品等
2 会議費	100,000	渉外費 70,000 雑費 20,000 研修費 10,000
3 奨励費	120,000	卒業記念品費、先生お花代・監査、総会お礼
4 慶弔費	30,000	慶弔見舞金その他
5 負担金	70,000	研修負担金（九P、県P、地区P、町P等） 県新聞購読料
6 傷害保険	30,000	PTA災害障害保険金
7 事業費	120,000	学習援助費 50,000 雑費 30,000 CS助成金 40,000
8 運動会費	350,000	テント設置業者発注
9 環境整備費	400,000	花壇管理業者発注・小学校除草作業費
10 事業積立費	0	西日本シティ銀行通帳へ（積立金上限100万円）
11 予備費	50,000	
合 計	1,320,000	

上記のとおり提案いたします。

令和5年度 宇美東小学校PTA役員の承認について

役員選考委員会より、下記名簿のとおり役員の推薦があったので承認を求める

令和5年 4月22日

宇美東小学校PTA

役員選考委員会 委員長

令和5年度 宇美東小学校PTA役員及び監査委員名簿

役職名	氏名	児童名	学 級	地 域 名	備考
会 長	徳永 英司	葵	5 - 2	山の内	
副会長	近藤 華奈	愛桜	4 - 1	障子岳	
書記	船元 有里	勇真	5 - 1	とびたけ1区	
事務局長	藤本 昭義		学校	教頭	
会計	今長谷 由梨子	武琉	6 - 1	障子岳	
会計	矢山 日奈		学校	主幹教諭	
顧問	西村 眞輝		学校	校長	

第3号議案

令和5年度宇美東小学校PTA事業計画について

令和5年度宇美東小学校PTA事業計画について下記のとおり提案する。

令和5年4月22日

宇美東小学校PTA

会長 徳永 英司

令和5年度宇美東小学校PTA事業計画（案）

努 力 目 標

【できる人が・できるときに・できることを！】

1. 子どもの教育・育成に必要な援助を行うため積極的にPTA活動に取り組む

- (1) 会員相互の連携を図り、一人ひとりが考え目的意識をもって活動する。
- (2) 行事や活動に積極的に参画し、本会の充実に努める。

2. 地域や家庭における保護者の役割に努める。

- (1) 学校・地域・家庭における役割を認識し、教育力の向上と児童の基本的な生活習慣の育成に努める。

3. 学校の教育目標達成のための協力と援助を行う。

令和5年度宇美東小学校教育目標

『言葉の力を育てる教育の推進』

- ① 「やさしい言葉」の力をもつ、思いやりのある子ども
- ② 「かしこい言葉」の力をもつ、確かな学力をもつ子ども
- ③ 「たくましい言葉」の力をもつ、体力（耐力）のある子ども

4. 児童の安全確保に努める。

- (1) 登下校時の児童の安全確保を図る。
- (2) 各地域での通学路の点検・整備と危険箇所の改善に努める。

5. 宇美町小中学校PTA連合協議会（町P連）との連携に努める。

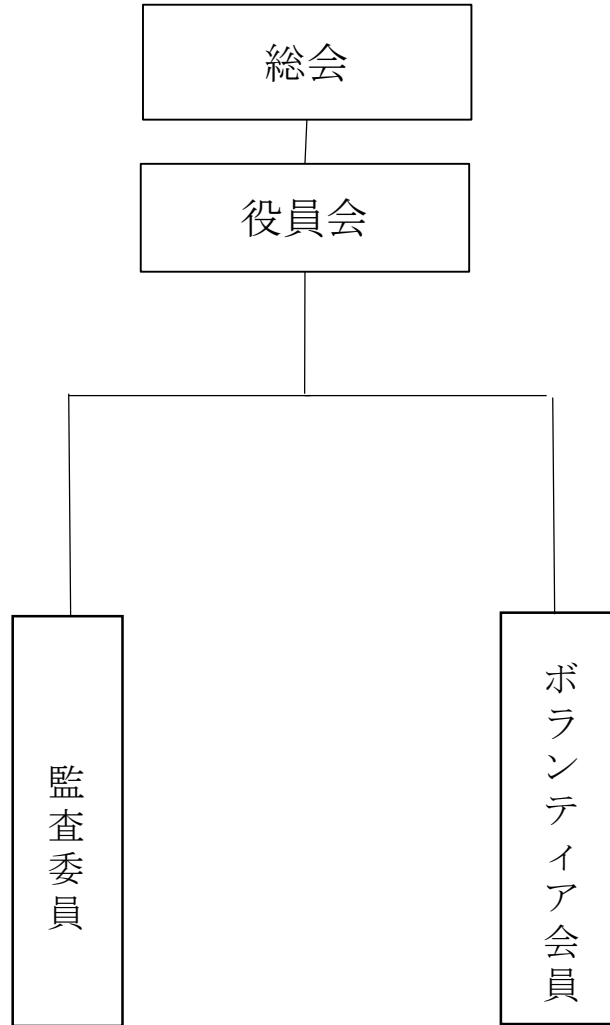
- (1) 町P連主催の研修や諸行事に積極的に参加する。

令和5年度 宇美東小学校PTA事業計画案（1）

		学校行事	役員会・運営委員会	
活動 目標			＊子どもの教育・育成に必要な援助を行うため積極的にPTA活動に取り組む。 ＊地域や家庭における保護者の役割に努める。 ＊児童の安全確保に努める。	
4 月	7 13 22 24～28	赴任式・一学期始業式 入学式 学習参観・PTA総会（給食あり） 個人懇談	22	PTA総会
5 月	2 27 29	振替休日（4/22分） 運動会 振替休日（5/27分）		運動会準備・片付け
6 月	4 5 12 16	ラブアースうみ（清掃活動） 午後ラブアースうみ振替休日（給食あり） 一斉弁当の日 学習参観		
7 月	20 25～28	一学期終業式 個人懇談		
8 月	29	二学期始業式		早寝早起きプリント作成
9 月	15	学習参観 5年生 宿泊体験学習 事前指導 6年生 修学旅行 事前指導		
10 月	12～13 23 31～11/1	宿泊体験学習（5年生） 一斉弁当の日 修学旅行（6年生）		
11 月	17 23 24	秋の遠足 東小 東っ子フェスタ（給食あり） 振替休日（11/23分）		東っ子フェスタ誘導
12 月	22	二学期終業式		
1 月	9	三学期始業式		早寝早起きプリント作成
2 月	2 10 14	中学校入学説明会（6年生） 学習参観（1～5年） 学習参観・謝恩会（6年生） 一斉弁当の日		保健委員会
3 月	15 22	卒業証書授与式（予定） 令和5年度修了式		

※学校行事は予定です。変更になる場合もありますのでご了承ください。

宇美東小学校PTA組織図



※令和5年度は専門委員の活動停止を試行するが、PTA会則及び細則の改定は行わず、令和6年以降に検討する事とする。

宇美東小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「宇美東小学校PTA」と称し、事務局を宇美東小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の教養を高め、学校、家庭、地域社会との相互連携のもとに、児童の権利を尊重するとともに、民主的な教育の振興を図り、児童の幸福と健全な成長を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の教養を高める生涯学習の実践及び会員相互の連携に関する事
- (2) 学校及び地域社会における児童の福祉増進並びに教育的環境の整備に関する事
- (3) 地域社会における児童の健全育成に関する事
- (4) その他、総会において認められた目的達成に必要なこと

2 本会の事業年度は4月1日から3月31日までとする

(方針)

第4条 本会は、生涯学習関係団体として、次の方針に従って活動をする。

- (1) 特定の宗教や思想及び政党に偏らない。
- (2) 自主独立のものであって、他のいかなる団体や機関の支配並びに干渉は受けない。
- (3) 財政的援助を受けても、いかなる性質の義務を負うものではない。
- (4) 児童の健全育成のために、他の関係機関・団体と協力する。
- (5) 学校の教育内容や方針並びに人事等に干渉しない。
- (6) 町・地区・県・全国のPTAと連携する。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、宇美東小学校在籍児童の保護者及び教職員とする。

2 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者を役員会に諮り、特別会員として認める。

(会員の権利)

第6条 本会の会員には、次のような平等の権利がある。

- (1) 本会の役員、委員に選ばれること
- (2) 本会の会計、その他公的な諸表簿を見ること
- (3) 本会の運営について意見を述べること

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、次のような義務がある。

- (1) 本会の会則及び決定事項を守り、活動に積極的に参加すること
- (2) 本会の会務の執行に当たり立場上知りえた秘密事項（個人的情報等）を他に漏洩しないこと
- (3) 本会の名誉を汚すような行為をしないこと
- (4) 定められた会費を納入すること
- (5) 町、地区、県、全国のPTA会員になること

第3章 役員

(役員及び監査委員)

第8条 本会に、次の役員及び会計監査委員を置く。但し、状況により役員の数について変更する場合がある。

- | | | |
|-------------------------|----|-----------|
| (1) 会長 | 1名 | (会員) |
| (2) 副会長 | 3名 | (会員) |
| (3) 会計 | 2名 | (会員・学校職員) |
| (4) 書記 | 2名 | (会員・学校職員) |
| (5) 事務局長 | 1名 | (教頭) |
| (6) 顧問 | 1名 | (校長) |
| (7) 監査委員 | 2名 | (会員) |
| (8) 必要に応じて特命役員を置くことができる | | |

(役員及び監査委員の任務)

第9条 役員および監査委員の任務は次のとおりとする

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。
- (3) 書記は、会長の指示により、議事の記録及び文書事務を掌る。
- (4) 会計は、会長の指示により、予算に基づいて会計事務を処理し、決算書を総会に提出する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 顧問は、本会の企画及び運営について指導助言する。
- (7) 監査委員は、本会の事業及び会計を監査を行い、監査結果を総会に報告する。
- (8) 特命役員は、役員会の対外的行事（町P連事務局業務、または区P連関連業務等）に対し業務を行うほか、本会業務に対する補佐的業務を行うものとする。

(役員及び監査委員の兼任の禁止)

第10条 役員及び監査委員は、専門委員会及び役委選考委員会を兼任できない。

(役員及び監査委員の任期)

第11条 役員の任期は1年間とする。但し、再任を妨げない。

2 役員の再任に関することは細則で定める。

3 監査委員の任期は1年間に限るものとする。

4 役員及び監査委員の欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

※役員任期後は、今後兄弟児においてすべての役員・委員・専門委員が免除される。

(役員及び監査委員の選出)

第12条 役員及び監査委員の選出は、役員等選考委員会で推薦者を選出し、本人の承諾の上、運営委員会に諮り、総会で承認する。

2 役員に欠員が生じたときは、役員等選考委員会で推薦者を選出し、本人の承諾の上、運営委員会承認する。

3 監査委員は、役員及び各委員以外から選出し、総会で承認する。
欠員が生じたときは、運営委員会承認する。

第4章 機 関

(機関)

第13条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門委員会
- (5) 実行委員会
- (6) 役員選考委員会

2 本会の支援組織として親児の会を置く。

(総会の構成員及び招集)

第14条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2 定期総会は、毎年1回開催し、年度当初に会長が招集しなければならない。

3 臨時総会は、次の各号により会長が招集しなければならない。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき
- (2) 全会員の3分の1以上の要求があったとき

(総会の権限)

第15条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 会則に関する事
- (2) 年度事業報告及び決算の承認に関する事
- (3) 年度事業計画及び予算の決定に関する事

- (4) 役員等の承認に関する事
- (5) その他重要な会務に関する事

(総会の通知)

第16条 会長は、緊急やむを得ない理由がある場合を除き、総会の7日前までに期日、会場、議題、その他必要な事項を会員に通知しなければならない。

(総会の成立及び議決)

第17条 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状も出席とみなす。）をもって成立し、議決は出席者の過半数のをも同意を必要とする。但し、可否同数の場合は議長が決定する。

- 2 本会の解散についての議決は、出席者の直接記名投票による3分の2以上の賛成をもって可決する。

(運営委員会の構成員及び召集)

第18条 運営委員会は、役員、専門委員会の委員長及び副委員長をもって構成し、会長が必要に応じて召集する。

- 2 会長は、必要に応じ、実行委員会及び役員選考委員会の委員長及び副委員長並びに監査委員の出席を要請することができる。
- 3 会長は、運営委員会の構成員の過半数の要求があった場合には、運営委員会を召集しなければならない。

(運営委員会の権限)

第19条 運営委員会は、次のことを審議する。

- (1) 本会の運営に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事
- (3) 実行委員会の設置及び任務の承認に関する事
- (4) 役員及び監査委員の欠員に伴う後任の承認に関する事
- (5) その他重要な会務に関する事

(運営委員会の成立及び議決)

第20条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(役員会の構成員及び召集)

第21条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要に応じて召集する。

- 2 会長は必要に応じ、専門委員会、実行委員会及び役員選考委員会の委員長の出席を要請することができる。

(役員会の権限)

第22条 役員会は、次のことを審議する。

- (1) 本会の事業の企画及びに運営に関する事
- (2) 各委員会に付議すべき事項に関する事
- (3) その他会務に関する事

(専門委員会の設置)

第23条 本会の事務を分掌するため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 学年学級委員会
- (2) 地域委員会
- (3) 健康生涯委員会
- (4) 環境委員会
- (5) 広報委員会

(専門委員会の事業)

第24条 専門委員会は次の事業を行う。

(1) 学年学級委員会は、学校教育に関する理解を深め、学習活動を支援し、会員相互及び学校との連携を図り、児童の健全な育成に努める。

(2) 地域委員会は、児童の校外における活動の援助と安全確保に努め、地域の関係団体等との連携を図り、心豊かな地域づくりを推進する。

(3) 健康生涯委員会は、児童及び会員の健康増進に努め、生涯学習に関する知識と教養を深めるため、研修会及び講演会等を企画・開催する。

(4) 環境委員会は、会員及び児童の環境教育に関する意識の向上に努め、施設の充実と環境の整備を図る。

(5) 広報委員会は、会員相互の信頼と意識の向上に努め、学校・地域・家庭の連携を図るため、本会の活動を知らせる会報の発行等の広報活動を行う。

(専門委員会の構成員及び召集)

第25条 専門委員会は、専門委員をもって構成し、専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 専門委員会の委員等の選出及び任期に関することは細則で定める。
- 3 専門委員会は、専門委員会の委員長が必要に応じて召集する。但し、事前に事務局長の許可を得ることとする。
- 4 専門委員会の委員長は必要に応じ、役員等の出席を要請することができる。

(専門委員会の権限)

第26条 専門委員会は、次のことを審議する。

- (1) 専門委員会の事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 運営委員会に付議すべき事項に関すること
- (3) その他本会運営の援助に関すること

(実行委員会の設置)

第27条 本会の事業の遂行に必要な事務を分掌するため、会長が運営委員会に諮り、実行委員会を設置することができる。

(実行委員会の任務)

第28条 実行委員会の任務は、会長が運営委員会に諮り、決定する。

(実行委員会の構成員及び召集)

第29条 実行委員会は、実行委員をもって構成し、実行委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 実行委員会の委員等の選出及び任期に関することは細則で定める。
- 3 実行委員会は、実行委員会の委員長が必要に応じて招集する。
- 4 実行委員会の委員長は必要に応じ、役員等の出席を要請することができる。

(実行委員会の権限)

第30条 実行委員会は、次のことを審議する。

- (1) 実行委員会の任務の企画及び運営に関すること。
- (2) 運営委員会に付議すべき事項に関すること

(役員選考委員会の設置)

第31条 本会の役員及び監査委員を選出するため、役員選考委員会を設置する。

(役員選考委員会の任務)

第32条 役員選考委員会の任務は、役員及び監査委員を選考のうえ、本人の承諾を得て、運営委員会に諮り、総会で承認を得る。

(役員選考委員会の構成員及び召集)

第33条 役員選考委員会は、役員選考委員をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 役員選考委員会の委員等の選出及び任期に関することは細則で定める。
- 3 役員選考委員会は、役員選考委員会の委員長が必要に応じて招集する。
- 4 役員選考委員会の委員長は必要に応じ、役員等の出席を要請することができる。
- 5 役員選考委員会の委員として学校教職員から1名を選出する。

(役員選考委員会の権限)

第34条 役員選考委員会は、役員選考委員会の任務に関することを審議する。

第5章 会 計

(経費)

第35条 本会の経費は、会費、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額については総会にて定める。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(決算報告)

第37条 会計の決算については、定期総会の都度、会計監査を経て会員に報告しなければならない。

第6章 会則の改正

(会則の改正)

第38条 この会則の改正は、総会の議決による。

附 則

この会則は、平成20年4月26日から施行する。

この会則は、平成26年4月26日から施行する。

この会則は、平成31年4月20日から施行する。

この会則は、令和4年4月23日から施行する。

宇美東小学校PTA細則

(役員の再任)

第1条 役員の任期は1年間とするが、その任務内容から、再任し2年間従事することが望ましいものとする。

2 再任された役員への措置として、兄弟児での委員等の選出を優遇されることがある。

(専門委員会の委員の選出及び任期)

第2条 専門委員会の委員の選出は、次のとおりとする。

(1) 地域委員会以外の専門委員会の委員は、各学年よりそれぞれ5名を選出し、2名を学年学級委員会の委員、他を各専門委員会の委員とする。選出は、各学級及び各学年において現年度の学年学級委員会の委員が取りまとめる。

(2) 地域委員会の委員は、各地域において、原則2名（地域の実態に応じ運営委員会に諮り、増減することができる。）を互選する。選出は、現年度の地域委員会の委員が取りまとめる。

(3) 学校教職員より各専門委員会の担当として若干名を選出する。

2 専門委員会の委員の任期は1年間とする。但し、再任を妨げない。

(専門委員会の委員長及び副委員長の選出)

第3条 専門委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(学年学級委員会の運営)

第4条 学年学級委員会の委員は、各学年の事業を企画運営し、各学年の会計を管理する。

(実行委員会の委員の選出及び任期)

第5条 実行委員会の委員の選出は、専門委員会の委員の互選とする。また、必要に応じ、専門委員会の委員以外の会員より必要数を選出することができる。

2 実行委員会委員の任期は委員会発足から解散までとする。

3 学校教職員より実行委員会の委員として若干名を選出する。

(実行委員会の委員長及び副委員長の選出)

第6条 実行委員会の委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。

(役員選考委員会の委員の選出及び任期)

第7条 役員選考委員会の委員の選出は、地域委員会以外の専門委員会においては委員の互選とし、地域委員会においては各地域の委員より1名を互選する。

2 役員選考委員会の委員の任期は、委員会発足から次年度の定期総会までとし、総会にて新役員の承認を得て解散とする。

(役員選考委員会の委員長及び副委員長の選出)

第8条 役員選考委員会の委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。

(細則の改正)

第9条 この細則の改正は、運営委員会の議決による。

附 則

この細則は、平成21年4月25日から施行する。

この細則は、平成26年4月26日から施行する。

この細則は、平成31年2月25日から施行する。

宇美東小学校 P T A 慶弔規定

改訂日：平成27年4月25日

施行開始：平成27年4月25日

	会 員	児 童	教職員
転 退 職	<ul style="list-style-type: none"> ・役員には記念品と感謝状を送る。 (記念品額は3千円、2年以上の任期の場合は年数に2千円を加算する) ・委員は連続して3年以上委員の職にあった場合、記念品と感謝状を送る。 (記念品額は3千円) 		<ul style="list-style-type: none"> ・本校での在職年数に応じて<u>記念品を送る。</u> ・<u>2年以上3年未満 2千円</u> ・<u>3年以上4年未満 3千円</u> ・<u>4年以上5年未満 4千円</u> ・<u>5年以上 5千円</u> ・<u>なお、学校長の退職時に関しは、別途役員会で協議を行う</u>
死 亡	<ul style="list-style-type: none"> ・香華料2万円を送る。 (通夜と会葬は代表者で参列) ・弔電を打つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・香華料2万円を送る (通夜と会葬は代表者で参列) ・弔電を打つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・香華料2万円を送る。 (通夜と会葬は代表者で参列) ・弔電を打つ。
病 気 入 院	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の場合15日以上長期入院の場合は見舞いをする。 (見舞金は5千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・15日以上長期入院の場合は見舞いをする。 (見舞金は5千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・15日以上長期入院の場合は見舞いをする。 (見舞金は5千円)
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の三役及び教育委員会課長以上の職にある者の死亡については、代表者が会葬する。 (香華料は5千円とする) 2 教職員の結婚については、1万円の祝儀を送り祝電を打つ。 3 その他、必要と認められる場合は、役員にて協議し決定する。 4 各専門委員の委員長・副委員長には、記念品を贈る。 		